

出国する者に対する住民税の課税

1 増加する海外在留邦人数

外務省が作成した「海外在留邦人数調査統計(平成20年速報版)」によれば、平成19年10月1日現在、海外在留邦人数は約108万人に達している。平成17年に海外在留邦人数が100万人を突破し、その後も増加して現在に至っている。

この調査の対象となった人は、永住者と長期滞在者であり、永住者は、滞在している国から永住権を認められた個人、長期滞在者は永住者以外で3か月以上滞在している個人のことである。したがって、観光等により短期に滞在する個人はこの数字に含まれていないが、留学生等は含まれていることになる。

海外在留邦人数の平成2年以降の推移は、平成2年が約62万人、平成10年が約78万人、そして、平成15年が約91万人ということになっており、平成17年の調査時点で海外在留邦人数が100万人を超えたことになる。この統計から見れば、平成2年から平成19年の約17年間に在留邦人数は約2倍弱という数値になっている。日本経済が今後海外投資を増加するとすれば、このような海外在留邦人の増加傾向が継続することは明らかであろう。なお、国別の内訳では、第1位が米国(約37万人)、第2位中国(約12万人)、第3位英国(約6万人)、第4位オーストラリア(約6万人)となっている。

2 所得税法における課税問題

所得税法の適用における問題の一つに「永遠

の旅人」という問題がある。これは新聞あるいは著作等により明らかになったことであるが、自国の高額課税を嫌い海外を転々として生活する個人のことで、この「永遠の旅人」という手法は、欧州の資産家が考案したものとされている。

国税庁は、HP上にこの問題を取り上げてその見解を次のように示している。

最初に、我が国の所得税法上の個人の居住形態の区分を説明して、次のように説明している。すなわち、「居住者」とは、国内に「住所」があり、又は、現在まで引き続いて1年以上「居所」がある個人をいい、居住者(非永住者を除く。)は、その人のすべての所得について我が国において所得税を納める義務がある。居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に国内に住所又は居所を有する期間の合計が5年以下である人を非永住者といい、非永住者は、国内において生じたすべての所得とこれ以外の所得のうち日本で支払われ又は国外から送金されたものについて我が国において所得税を納める義務がある。そして、「非居住者」とは、居住者以外の個人をいい、日本国内で生じた所得に限って所得税を納める義務がある。

このような判定を行う際の「住所」又は「居所」については、「住所」とは、各人の生活の本拠をいい、国内に「生活の本拠」があるかどうかは、客観的事実によって判断することになる。また、「居所」とは、その人の生活の本拠という程度には至らないが、その人が現実に居

Topics of International Taxation

住している場所とされている。

このような所得税法等の規定に基づいて「永遠の旅人」のように複数の滞在地がある人の場合でその人の滞在地が2か国以上にわたる場合に、その住所がどこにあるかを判定するためには、その判断する要素として、例えば、住居、職業、資産の所在、親族の居住状況、国籍等の客観的事実によることになる。したがって、滞在日数のみを基準として判断せずに、外国に1年の半分(183日)以上滞在している場合であっても、上記の判断要素によっては我が国の居住者となる場合があることになる。その結果、1年の間に居住地を数か国にわたって転々と移動する、いわゆる「永遠の旅人」の場合、その人の生活の本拠が日本にあれば、日本の居住者となる。

また、個人が日本と外国の双方で居住者と判定される場合、日本と当該外国との間に租税条約が締結されているのであれば、租税条約に定める双方居住者の振分け規定によりいずれの国の居住者であるのかを判定することになる。

3 個人住民税の課税

地方税法では、個人住民税の賦課期日は1月1日である。また、個人住民税の納税義務者は、賦課期日に市町村内に住所を有する個人、当該市町村内に住所を有しないが市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人である。

この個人住民税は、1年遅れて課税となることから、例えば、平成20年の所得については、翌年の21年に課税となり、平成21年の1月1日が賦課期日ということになる。したがって、平成20年中に出国するのであれば、この個人は平成21年1月1日の賦課期日に日本に住所を有し

ないことになる。

個人の出国する際の具体的な手続として、東京都在住者であれば、海外での在住が1年以上になる場合、住民登録のある区に海外転出届を提出することになる。その届けに記載する事項は、①国外に転出した日、②新しい住所(国名だけでも可)、③現住所、④本籍及び戸籍の筆頭者名、⑤本人の氏名及び生年月日、⑥本人を確認できるもの(パスポートの顔写真のある頁のコピー)、等である。また、海外転出届を提出した場合は、国民年金、国民健康保険の支払に影響する。国民年金の場合、海外転出届を提出すると強制加入義務はなくなり任意加入になる。また、海外転出届が提出されると、国民健康保険は加入が抹消されて、保険証を返納することになる。

現行の個人住民税の課税システムでは、年末に海外転出届を出して出国する者に対してその年の所得に課税を行うことはできない。この個人が日本に居住する間に何らかの行政サービスを受けているのであれば、それとの対応関係から納税義務を負っても不思議ではない。例えば、海外転出届にその年の1月から出国までの間の所得に対する納税を行った証明書の添付を義務付けることも法改正を行うことで可能となろう。そうするのであれば、今後、個人住民税の課税を回避するために年末に海外に転出する個人が増加したとしても、それに対する対応策は採られたことになろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好